

三重県看護協会災害支援体制

1. 目的

三重県看護協会(以下「本会」という)は、三重県内・外に発生し得る災害を想定し、被災した地域住民の健康レベルが維持できるように、また、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるために災害支援活動体制を確立することを目的とする。

2. 基本方針

平時から関係機関・関係団体との連携を持ち、下記の業務について適切かつ円滑な対応を図る。

- ① 災害発生時、本会災害支援対策本部の設置
- ② 災害支援ナースの派遣、調整
- ③ 災害支援ナースの受け入れ、調整
- ④ 災害支援ナースの育成

3. 災害事前対策

1) 災害支援体制の確立

災害に的確に対応できるよう平時から支援体制の確立を図るものとし、特に災害時には平常時の業務に加えて、支援活動を実施することを考慮して業務分担等について確認と見直しを随時行う。

(1) 連絡体制の整備

①災害対策要員の招集体制の整備

- ・本会における災害規模による災害対策要員の招集を明確化する(表1参照)。
- ・緊急連絡網の作成や連絡手段の確保に努める。
- ・災害発生による道路損壊や交通機関の途絶、災害対策要員自身や家族が被災した場合等を考慮して、あらかじめ時系列的な参集可能な災害対策要員を把握しておく。
- ・参集が不可能となった場合に、当該災害対策要員がとるべき行動、安否の確認方法を徹底しておく。

②情報収集、伝達体制の整備

- ・停電時においても情報収集、通信可能な手段の確保に努める。
- ・広域災害発生時の医療機関状況、救護活動要請状況等の情報収集は、『広域災害救急医療情報システム(EMIS)』(<http://www.wds.emis.go.jp/>)や日本赤十字社三重県支部を活用する。
- ・情報の伝達は電話、FAX、インターネット等を活用する。
- ・行政機関の防災担当部署、災害拠点病院、災害医療支援病院、看護管理者、災害支援ナース登録者などの情報の収集および伝達先については、常に最新のリストを整備しておく。

③会館の機能維持

- ・災害時においても、個々の機能を維持するために会館の安全性と電気・水・燃料等の確保に努める。
- ・災害時に研修受講者や来館者がいる場合は、安全に誘導し、帰宅に向かえるよう支援に努める。
- ・災害時に会館建物の損壊等により災害対策本部の機能を遂行できない場合は、災害拠点病院等の中から代替え施設を選定依頼し確保を図る。

(2) 組織の明確化を図る

災害対策基本法に基づき、三重県の「地域防災計画」にどのように位置づけられているのか、認識する必要がある。本会は協会役員、地区理事、職能理事、災害看護委員長、災害拠点病院看護管理者を構成員とする防災対策会議を年1回開催して、情報の伝達や交換を行い、常に防災関係者の啓発を図る。また本会と対策本部・対策支部の役割を明確にし、「災害支援ナースの育成と認定・登録、派遣」について各病院等施設所属長の理解を得るように努める。

災害対策基本法

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

2) 災害看護・支援活動に関する教育訓練等

災害時の支援活動には多数の会員の協力が必要不可欠である。従って、平時から災害看護研修や地域防災訓練への参加等を推奨し、災害支援ナースの育成に努めるとともに、会員の意識の高揚を図る。

(1) 災害看護の普及

災害時の医療救護および支援活動において看護職が果たす役割は大きく重要である。災害看護研修等を開催し、災害看護の普及を図るとともに、災害発生時に看護による支援活動に従事できる看護職を育成する。

(2) 災害支援ナースの登録の推進

災害支援ナースの周知および募集に努め、災害看護研修修了者等を対象に災害支援ナースの登録を推進する。

3) 関係機関、他職種、地域とのネットワークづくり

県や市町の行政の防災担当者、病院や施設、在宅に関わる医療専門職・他職種、救援活動に関わる職種、医薬品取扱関係者、町内会の自主防災組織の防災対策関係者等との連携を強化する。平時からの関係が、災害時の円滑な支援活動に繋がる。

4. 三重県看護協会災害対策本部

1) 設置

(1) 会長は、三重県内に災害が発生した場合には、必要に応じ本会に三重県看護協会災害対策本部(以下「災害対策本部」という)を設置する。災害対策本部長は本会会長がその任にあたる。

(2) 災害対策本部の設置基準は概ね次のとおりとする。

①大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、会長がその対策を必要と認めるとき

- ②県が災害対策本部を設置したとき
- ③その他会長が設置することが適当と判断したとき
- (3) 災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて会長が決定する。
- (4) 災害対策本部および災害対策支部の組織は表 2 のとおりとし、運営、関係機関への連絡等については、後頁参照とする。
- (5) 災害が発生し、災害地の県災害対策本部等と連絡が取れない等、緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により災害対策本部長の判断で災害支援ナースを派遣することができる。
- (6) 災害対策本部長が災害による危険がなくなったと判断したとき、または災害支援ナースの派遣が概ね終了したと判断したときは、災害対策本部を解散する。

2) 所掌事務

- ・ 災害状況、被害状況等災害対策上、必要な情報の収集及び伝達に関すること。
- ・ 行政等関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 災害支援ナースの派遣調整および派遣並びに交替要員の確保に関すること。
- ・ 日本看護協会および他都道府県看護協会、行政の応援要請に関すること。
- ・ 被災会員のとりまとめに関すること。
- ・ 災害支援金、災害救援物資の配分に関すること。

5. 三重県看護協会災害対策支部

1) 対策支部員

三重県看護協会災害対策支部は地区理事、職能理事、各施設看護管理者、災害看護委員で構成する。対策支部員は拠点に招集されることなく、下記の役割を担う。

2) 役割

- ・ 被害状況等の災害対策上に必要な情報を得た場合は本部に伝達する。
- ・ 災害支援ナースの派遣が自施設または近隣の施設や避難所に必要であると判断した場合は、本部に災害支援ナースを要請する。

※上記についての情報は原則として様式みえ A および様式みえ B を用いて本会に伝達する。

表 1 非常体制

	準備体制	警戒体制	非常体制
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に震度 4 の地震発生 ・隣府県で震度 5 以上の地震発生 ・その他地震に関する被害が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に震度 5 弱の地震発生 ・地震により被害が発生し、会長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に震度 5 強以上の地震発生 ・地震に関する甚大な被害が発生し、会長が必要と認めたとき
津波	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波による甚大な被害が発生または予想されるときで、会長が必要と認めたとき
南海トラフ地震		<ul style="list-style-type: none"> ・地震注意情報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言が発令されたとき
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・波浪警報が発表されたとき ・大雨、洪水、高潮注意報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮警報が発表されたとき ・いずれかの特別警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域にわたって災害が発生し、会長が必要と認めたとき
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な原因による災害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な自然現象または人為的原因による災害で、会長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域にわたって異常な自然現象または人為的原因による災害が発生または予想されるときで、会長が必要と認めたとき

表 2 三重県看護協会災害対策本部及び対策支部

	構 成 員	役 職 員
対 策 本 部	本 部 長	会 長
	副 本 部 長	専 務 理 事
	本 部 員	常 任 理 事 事 務 局 長
	本 部 職 員	事 務 局 全 職 員
対 策 支 部	支 部 員	地 区 理 事 職 能 理 事 各施設看護管理者 災 害 看 護 委 員

表3 災害対策本部の役割

◎協会の被害状況の情報収集、確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 協会建物の被害状況およびライフラインの確認
◎関係機関との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県（災害医療本部） ・ 日本看護協会 ・ 近隣府県看護協会 ・ 派遣先窓口
◎災害に関する情報収集、集約と発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況 ・ 交通網の状況 ・ ライフラインの確認 ・ 救援・支援状況 ・ 被災者の健康課題
◎災害支援ナースの派遣に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣開始の決定 ・ 災害支援ナース所属施設へ派遣の依頼 ・ 派遣と調整：派遣場所・人数等 ・ 派遣するための準備 <ul style="list-style-type: none"> 保険の確認と加入 物品の貸し出し 災害支援ナースへのオリエンテーション
◎県外からの災害支援ナースの受け入れと調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本看護協会への派遣依頼 ・ 派遣と調整：派遣場所・人数等 ・ 派遣のための交通手段の確保 ・ 災害支援ナースの宿泊場所の確保
◎支援活動に関する費用の調達・調整	
◎物資・義援金の取りまとめ	
◎記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部としての記録 ・ 災害支援ナースの活動報告書のとりまとめ
◎マスコミ対応	
◎被災会員のとりまとめ (対策本部終了後も協会として支援していく)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災会員の人数 ・ 被災会員の復職支援 ・ 被災会員の相談支援